

屋久島環境文化財団への寄付金・賛助金に対する税の優遇措置について

個人・法人から公益財団法人への寄付金・賛助金について、一定の要件を満たせば税の優遇措置を受けることができます。

屋久島環境文化財団が平成24年4月1日に公益財団法人に移行したことにより、当財団に対する寄付金・賛助金はこの優遇措置を受けられるようになりました。

個人によるご寄付

1 所得 税

寄付金控除が受けられます。

寄付金控除

(1) 所得控除

個人が当財団に対して支出した寄付金は、その寄付をした方に特別の利益が及ぶと認められる場合を除き特定寄付金に該当し、この特定寄付金の合計額から2千円を差し引いた金額が寄付者の年間所得から控除されます。

控除の対象となる寄付金額は、総所得金額等の40%が限度です。

(2) 税額控除 ((注)R4.2.14以降の寄付分から選択可能)

所得税額の25%を限度として、対象となる寄付金額から2千円を差し引いた金額×40%を控除することができます。

※控除を受けるにあたり、上記(1)、(2)いずれかを選択することができます。

手続き

当財団が発行した領収書、証明書写し(税額控除を選択する場合)を添付して所轄税務署へ確定申告を行ってください。(勤務先などで行われる年末調整では控除できません。)

2 個人住民税

都道府県・市区町村が各々の条例で指定した団体への寄付金が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象となります。(全国一律ではありません。ご注意ください。)

寄付金から2千円を差し引いた額の

- ・都道府県指定の場合は、4%が個人都道府県民税の税額控除となります。(指定都市にお住まいの方は、2%)
- ・市区町村指定の場合は、6%が個人市区町村民税の税額控除となります。(指定都市にお住まいの方は、8%)

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金控除もあわせてできます。

上限額は、年間所得の30%までとなります。

都道府県と市区町村ではそれぞれの条例が異なりますので、個々に確認する必要があります。

3 相続 税

相続により取得した財産の一部または全部を寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。

法人によるご寄付・賛助金

特定公益増進法人に対する寄付金・賛助金は、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」とは別枠の「特別損金算入限度額」を上限として損金算入することができます。(当財団は特定公益増進法人に該当します。)

一般損金算入限度額

(資本金等の金額×当期の月数/12×2.5/1000+所得金額×2.5/100)×0.25

特別損金算入限度額

(資本金等の金額×当期の月数/12×3.75/1000+所得金額×6.25/100)×0.5

手続き

所轄税務署へ確定申告を行ってください。

税制は毎年のように改正されますので、最新の状況については、最寄りの税務署にお問い合わせください。